○農林水産省告示第三百九十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三日

農林水産大臣　赤松　広隆

ただし書中(59)を(66)とし、(16)から(58)までを七ずつ繰り下げ、(15)の次に次のように加える。

(16)　トリニューモウイルス感染症生ワクチン（シード）

(17)　鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）

(18)　鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（シード）

(19)　鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（シード）

(20)　マレック病（七面鳥ヘルペスウイルス）生ワクチン（シード）

(21)　マレック病（マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン（シード）

(22)　マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第三百九十八号

動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和三十六年農林省令第四号）第五条ただし書の規定に基づき、昭和六十三年六月二十八日農林水産省告示第九百三号（動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令第五条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生物学的製剤を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三日

農林水産大臣　赤松　広隆

第十四号の次に次の三号を加える。

十五　鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）

十六　鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用）（シード）

十七　ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第三百九十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、平成十五年七月十四日農林水産省告示第千三十四号（農林水産大臣が指定する生物由来製品を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三日

農林水産大臣　赤松　広隆

第二号中(19)の次に次のように加える。

(20)　ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

○国土交通省告示第百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
鉾田市紅葉字灰原久保九五二番四五から同市紅葉字灰原久保九五二番四五まで	前	最大 一二七 最小 三〇	七〇
	後	最大 一二七 最小 三〇	
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山一一五六番一七〇から同県東茨城郡茨城町大字小鶴字遠原二三三五番一まで	前	最大 六四〇 最小 一二	八、八一九
	後	最大 四八〇 最小 一二	

○国土交通省告示第百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
富士市岩淵字南吉野一三八四番三から同市岩淵字南吉野一三八四番二まで	前	最大 二四三 最小 三一七	三三
	後	最大 三二七 最小 三一七	

○国土交通省告示第百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　近畿自動車道天理吹田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大阪市鶴見区茨田大宮二丁目二五五番六から同市鶴見区茨田大宮二丁目一七〇番二まで	前	最大 五五 最小 五〇	二九六
	後	最大 六五 最小 四二	
門真市大字稗島六一五番二から同市桑才新町九四七番七まで	前	最大 三三二 最小 二三	一、〇八七
	後	最大 三二〇 最小 二三	

○国土交通省告示第百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1082	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「宇都宮馬場通り西地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	宇都宮馬場通り西地区市街地再開発組合	栃木県宇都宮市馬場通り四丁目3番7号	平成22年2月17日